

羽村市告示 100号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）第34条に基づき住民実態調査を行った結果、下記住所に居住していない事実を確認したため、同法第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項により、令和8年5月18日付けで住民票を職権消除した。

この旨の通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令第12条第4項及び羽村市住民実態調査要綱（昭和57年羽住発第7464号）第10条第3号の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和8年6月9日

羽村市長 橋本 弘 山



記

1 通知すべき書類の名称  
職権記載等通知書

2 通知を受け取るべき者の氏名及び住所  
岩本 総二

東京都羽村市栄町二丁目20番地37 レオネクストオリーブB102